

福岡県公報

平成二十七年三月二十四日
第三千六百七十九号
増刊 ①

目次

規 則 (第九号―第十一号)

○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (子育て支援課) ……………一

○福岡県消防学校規則の一部を改正する規則 (消防防災指導課) ……………二

○福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課) ……………三

告 示 (第二百八十八号)

○福岡県における主要農作物の奨励品種の一部改正について (水田農業振興課) ……………三

人事委員会

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四

規 則

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第九号

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規

則

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(平成十八年福岡県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改める。

第三条第一項第一号中「満一歳に満たない子どももおおむね」を「満一歳未満の子ども」に、「満三歳に満たない子どももおおむね」を「満三歳未満の子ども」に改め、「満三歳以上の子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用する子ども(以下「短時間利用児」という。))とおおむね三十五人以上につき一人以上」を削り、「満四歳に満たない子どものうち保育所と同様に一日に八時間程度利用する子ども(以下「長時間利用児」という。))とおおむね」を「満四歳未満の子ども」に改め、「のうち長時間利用児とおおむね」を削り、「一人以上の」の下に「教育及び」を加え、同項第二号中「子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児」を「子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。))及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。))」に改め、同条第二号中「子どもの」の下に「教育及び」を加え、同条第三項第二号中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改める。

第四条第一項中「に満たない」を「未滿の」に改め、同項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、「に満たない」を「未滿の」に改め、同条第二項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同条第三項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同項第二号中「に満たない」を「未滿の」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 条例第五条第一項第四号に規定する乳児室又はほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上とする。

第五条第二項の表一の項内容の欄中「就学前のすべての」を「小学校就学前までの全ての」に改め、同表二の項事項の欄中「に固有の事情」を削り、「内容」を「事項」に改め、同項内容の欄中「一に掲げる認定こども園における」を「認定こども園において」に、「の基本及び目標に加え、認定こども園における教育及び保育は」を「を行うに当たっては」に、「認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むものである

こと」を「事項について特に配慮すること」に改め、同欄イ中「の相違」を削り、「零歳から」の下に「小学校」を加え、同欄ロ中「就労状況等の生活スタイル」を「生活形態」に、「相違」を「違い」に改め、「内容」の下に「やその展開」を加え、「行う」を「する」に改め、同欄ニ中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同表三の項内容の欄中「に固有の事情」を削り、「配慮すべき内容」を「配慮すべき事項」に、「目標及び理念」を「目標、理念」に、「保育に関する」を「保育の内容に関する」に、「編成する」を「作成する」に改め、同欄イ中「短時間利用児と長時間利用児」を「教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児」に改め、同欄ハ中「同一学年の子どもで編制される」を削り、「に満たない」を「未満の」に、「認定こども園それぞれ」の工夫で、子どもの発達の状況の相違を「発達の状況」に、「組み合わせていく」を「組み合わせ設定するなどの工夫をする」に改め、同表四の項内容の欄イ中「満三歳に満たない子どもを含む」を「零歳から小学校」に改め、「子どもが利用するため」を削り、「満三歳に満たない」を「満三歳未満の」に、「集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫する」を「同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をする」に改め、同欄ロ中「ことから、地域、家庭」を「ことを踏まえ、家庭、地域」に、「の観点から」を「を確保するため」に、「工夫する」を「工夫をする」に、「に満たない」を「未満の」に、「工夫を行う」を「工夫をする」に改め、同表五の項内容の欄イ中「零歳から」の下に「小学校」を加え、同欄ロ中「年齢の相違等」を「年齢の違いなど」に、「家庭環境の相違等」を「家庭環境等」に、「に満たない」を「未満の」に、「連携協力」を「連携及び協力」に改め、同欄ハ中「一つの施設で」を「共に」に改め、同欄ニ中「を工夫する」を「の工夫をする」に改め、同欄ホ中「興味及び関心」を「興味や関心」に、「取り組み」を「取組」に改め、同欄ヘ中「相違がある」を「が異なる」に改め、同欄ト中「子どもの健康状態」を「健康状態」に改め、同欄チ中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に、「子育て経験」を「子育ての経験」に、「生活スタイル」を「生活形態」に、「すべて」を「全て」に改め、同表六の項内容の欄ロ中「小学校教育との連携及び接続においては、」を削り、同欄ハ中「指導要録の抄本及び」を「全ての子どもについて指導要録の抄本又は」に改める。

第六条第四号中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に、「及び」を「研修を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）

- 2 施行日から起算して五年間は、この規則による改正後の第三条第一項第一号の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

福岡県消防学校規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十号

福岡県消防学校規則の一部を改正する規則

福岡県消防学校規則（平成十六年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六の二を次のように改める。

2 現場指揮課程

(1) 現場指揮課程

教科目	時間数
講話・現場指揮・安全管理	1
火災防ぎょ訓練	2
水災活動訓練	2
救助・救命訓練	4
避難誘導訓練	2
災害情報収集・伝達訓練	1
地域防災指導訓練	1
行事その他	1
計	14

(2) 分団指揮課程

教科目	時間数
講話・組織制度・安全管理	2
防災	3
災害対応図上訓練	2
事前研究	2
行事その他	1
計	10

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の消防学校規則別表六の二に基づく中級幹部課程を修了した者については、この規則による改正後の別表六の二に基づく分団指揮課程を修了したものとみなす。

福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十一号

福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県青少年健全育成条例施行規則（平成八年福岡県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

第十六条に次の一号を加える。

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）第二条第十五項の規定により指定された指定薬物

附 則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第二百八十八号

福岡県における主要農作物の奨励品種（平成元年十月福岡県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十四日

福岡県知事 小川 洋

一の表中
つくしろまん
つやおとめ

人事委員会

つくしろまん
つやおとめ
ちくし九〇号

に改める。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

校長	五種	を
校長	五種（人事委員会が別に定める場合にあつては四種）	に、

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

五 種	52,600円（人事委員会が認める職にあつては61,400円、人事委員会が特に認める職にあつては70,100円）
-----	--

を

四 種	79,000円
五 種	52,600円（人事委員会が認める職にあつては61,400円、人事委員会が特に認める職にあつては70,100円）

に改める。

給料表(三)中

五 種	55,500円（人事委員会が認める職にあつては64,800円、人事委員会が特に認める職にあつては74,000円）
-----	--

を

四 種	83,200円
五 種	55,500円（人事委員会が認める職にあつては64,800円、人事委員会が特に認める職にあつては74,000円）

に改め、同表の八 教育職

別表第二の一 行政職給料表中「117,600円」を「115,600円」に改め、同表の六 公安職給料表中「117,600円」を「115,600円」に改め、同表の七 教育職給料表(二)中

署長（中央、博多、東、南、早良、西、粕屋、春日、筑紫野、小倉北、小倉南、八幡西、折尾、飯塚、田川、久留米）
署長（糸島、宗像、朝倉、八幡東、若松、戸畑、門司、行橋、豊前、直方、筑後、八女、柳川、大牟田）

に改める。

署長（中央、博多、東、南、早良、西、粕屋、春日、筑紫野、小倉北、小倉南、八幡西、折尾、飯塚、田川、久留米、大牟田）
署長（糸島、宗像、朝倉、八幡東、若松、戸畑、門司、行橋、直方、筑後、八女、柳川）

を

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月二十四日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第二十二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 別表第一の規定により、「人事委員会が別に定める場合」を定めること。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。